

行政文書一部公開決定通知書

神サ発第4832号
令和7年0月21日

様

神奈川県警察本部長



令和7年8月24日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分が一部あることを御了承ください。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県公安委員会となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	東京ヴェルディのショッピングサイトに対する不正アクセス等事件に関する犯罪事件受理簿、犯罪事件処理簿及び事件指揮簿
公開請求に対して特定した行政文書の概要	別紙記載のとおり
公開することができない部分及び理由	(公開することができない部分) 別紙記載のとおり
	(公開することができない理由) 神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 別紙記載のとおり (理由) 別紙記載のとおり
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 につ いては、 年 月 日以後であればその理由がなくなり ますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。

(裏)

あなたが公開請求で求めた公開の実施の方法による公開の可否等	☒ あなたが求めた郵送による公開の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、行政文書の写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。 ☐ あなたが求めた公開の実施の方法（☐閲覧又は視聴 ☐写しの交付）及び公開の実施日（ 年 月 日）での公開の実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しく下さい。 ☐ あなたが求めた公開の実施の方法等では公開することができない（あなたから公開の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した行政文書公開実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当課室に提出してください。公開の実施の方法については、（☐窓口における閲覧又は視聴 ☐窓口における写しの交付 ☐郵送による写しの交付）の方法によることができます。 なお、窓口における公開の実施を希望する場合は、公開の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。）に限りま。）を記入した行政文書公開実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しく下さい。
事務担当課室	生活安全部 サイバー犯罪捜査課 電話番号 045-211-1212 内線 3183

- 備考
- 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
 - 2 窓口で行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 3 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

別紙

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
犯罪事件受理簿 (受理番号第17号、4月2 日受理)	被害者欄及び被疑者欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	捜査主任官欄の氏名		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
警察署長事件指揮簿 (発生認知年月日令和6年 1月30日)	(第1面)		
	事件名欄に記載された 内容	神奈川県情報公開 条例第5条第3号及 び第7号該当	法人に関する情報であって、当 該法人の権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあり、また、公開することにより、 犯罪の予防、捜査及び公訴の維持 に支障を及ぼすおそれがあると認 められるため。
	捜査主任官官職氏名欄 の氏名	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	被疑者欄に記載された 内容（前科・前歴を除 く）	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該 当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、同号た だし書のいずれにも該当しないた め。
	被疑者欄の前科・前歴	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	被害者欄に記載された 内容		

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
警察署長事件指揮簿 (発生認知年月日令和6年 1月30日)	(第1面)		
	事件の概要欄に記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第3号及 び第7号該当	法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、公開することにより、犯罪の予防、捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	共犯者欄に記載された内容（前科・前歴を除く）	神奈川県情報公開 条例第5条第1号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	共犯者欄の前科・前歴及び処理・処分結果等欄に記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、第1号ただし書のいずれにも該当せず、また、公開することにより、犯罪の予防、捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	(第2面)		
	逮捕関係（日時、場所、種別及び逮捕者）欄に記載された内容（逮捕者除く）	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、第1号ただし書のいずれにも該当せず、また、公開することにより、犯罪の予防、捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	逮捕関係（日時、場所、種別及び逮捕者）欄の逮捕者の氏名		個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、第1号ただし書のいずれにも該当せず、また、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	指揮（伺い）事項欄番号1及び2に記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第3号及 び第7号該当	法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、公開することにより、犯罪の予防、捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
警察署長事件指揮簿 (発生認知年月日令和6年 1月30日)	(第2面) 指揮(伺い)事項欄番 号2の捜査主任官の氏名 及び印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	(第3面) (継続) 令和6年4月8日付け、1枚目及び2枚目		
	(第3面) (継続) 令和6年4月12日付け		
	(第3面) (継続) 令和6年4月30日付け、1枚目及び2枚目		
	(第3面) (継続) 令和6年5月1日付け		
	(第3面) (継続) 令和6年6月12日付け、1枚目及び2枚目		
	(第3面) (継続) 令和6年6月17日付け、1枚目及び2枚目		
	(第3面) (継続) 令和6年6月19日付け、1枚目及び2枚目		
	(第3面) (継続) 令和6年9月11日付け		
	(第3面) (継続) 令和6年9月17日付け		
	(第3面) (継続) 令和6年9月18日付け、1枚目及び2枚目		
	(第3面) (継続) 令和6年10月8日付け		
	(第3面) (継続) 令和6年10月9日付け		
	(第3面) (継続) 令和6年11月26日付け		
	(第3面) (継続) 令和6年11月29日付け		
	(第3面) (継続) 令和6年12月4日付け		
	(第3面) (継続) 令和6年12月5日付け		
	(第3面) (継続) 令和7年2月3日付け		
	(第3面) (継続) 令和7年2月7日付け		
	(第3面) (継続) 令和7年2月10日付け		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	(第3面) (継続) 令和7年3月12日付け		
	(第3面) (継続) 令和7年3月13日付け		
	指揮(伺い)事項欄の 捜査主任官の氏名及び印 影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	(第3面) (継続) 令和7年5月11日付け、1枚目及び2枚目		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
警察署長事件指揮簿 (発生認知年月日令和6年 1月30日)	(第3面) (継続) 令和7年5月11日付け、3枚目		
	(第3面) (継続) 令和7年5月12日付け、1枚目及び2枚目		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	指揮(伺い)事項欄の 捜査主任官の印影		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	(第3面) (継続) 令和7年5月■日付け、1枚目		
	指揮(伺い)月日時欄 及び指揮(伺い)事項欄 に記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	指揮(伺い)事項欄の 捜査主任官の印影		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	(第3面) (継続) 令和7年5月■日付け、2枚目及び3枚目		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	(第3面) (継続) 令和7年5月15日付け (第3面) (継続) 令和7年5月16日付け		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
	指揮（伺い）事項欄の 捜査主任官の印影		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
警察署長事件指揮簿 (発生認知年月日令和6年 1月30日)	(第3面) (継続) 令和7年5月26日付け		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	(第3面) (継続) 令和7年5月29日付け		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	指揮(伺い)事項欄の 捜査主任官の印影		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	(第3面) (継続) 令和7年6月2日付け		
	指揮(伺い)事項欄の 捜査主任官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	(第3面) (継続) 令和7年6月4日付け		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
警察署長事件指揮簿 (発生認知年月日令和6年 1月30日)	(第3面) (継続) 令和7年6月■日付け、1枚目及び2枚目		
	指揮(伺い)月日時欄 及び指揮(伺い)事項欄 に記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	指揮(伺い)事項欄の 捜査主任官の印影		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	(第3面) (継続) 令和7年6月6日付け		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	指揮(伺い)事項欄の 捜査主任官の印影		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	(第3面) (継続) 令和7年6月9日付け		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	指揮(伺い)事項欄の 捜査主任官の印影		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	(第3面) (継続) 令和7年6月10日付け (第3面) (継続) 令和7年6月16日付け		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。

公開請求に対して特定した 行政文書の概要	公開することができない部分及び理由		
	公開することが できない部分	公開することが できない理由	理由
警察署長事件指揮簿 (発生認知年月日令和6年 1月30日)	(第3面) (継続) 令和7年6月20日付け、1枚目及び2枚目		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	指揮(伺い)事項欄の 捜査主任官の印影		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	(第3面) (継続) 令和7年6月23日付け		
	指揮(伺い)事項欄の 捜査主任官の印影	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	(第3面) (継続) 令和7年6月25日付け (第3面) (継続) 令和7年6月26日付け (第3面) (継続) 令和7年6月27日付け		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。
	指揮(伺い)事項欄の 捜査主任官の印影		個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査等に支障を及ぼすお それがあると認められるため。
	(第3面) (継続) 令和7年6月30日付け (第3面) (継続) 令和7年7月1日付け (第3面) (継続) 令和7年7月2日付け (第3面) (継続) 令和7年7月7日付け (第3面) (継続) 令和7年7月16日付け		
	指揮(伺い)事項欄に 記載された内容	神奈川県情報公開 条例第5条第1号及 び第7号該当	個人に関する情報であって、特 定の個人が識別され、又は識別さ れ得る情報であり、かつ、第1号 ただし書のいずれにも該当せず、 また、公開することにより、犯罪 の予防、捜査及び公訴の維持に支 障を及ぼすおそれがあると認めら れるため。